



## ボランティア奉仕活動補助金 授与と受諾の条件

ボランティア奉仕活動補助金プロジェクトを実施する前に  
以下の要件に同意しなければならない。

### I. ボランティア奉仕活動補助金の資格要件

ボランティア奉仕活動補助金は、国際奉仕プロジェクトを計画、実施する資格を有するロータリアンおよび配偶者の旅行ならびに参加を支援するものである。

- A. ボランティア奉仕活動補助金の受領者は、旅行保険に関するロータリー財団の方針に準拠しなければならない。
- B. 申請書は、出発希望日の3カ月前までに提出され、出発予定日の8週間前までに承認されなければならない。
- C. 旅行者の資格条件は以下に基づくものとする。
  - 1. 実施国側の協同提唱者が特定する通り、地域社会内にプロジェクトに対する明確なニーズが存在する。
  - 2. ボランティア(旅行者)の技能と経験によってそのニーズを満たすことができる。
  - 3. 地域社会のニーズを満たすことのできる技能と経験が地元にはない。
- D. 個人で旅行するロータリアンは、正会員でなくてはならない。小人数のチーム(最高5人まで)には、ロータリアンの他に、資格を有するロータリアンの配偶者を含むことができる。チーム・リーダーは、正会員のロータリアンであり、かつ補助金の援助国協同提唱クラブもしくは地区の会員でなくてはならない。
- E. ボランティア奉仕活動補助金は以下の経費を賄う。
  - 1. エコノミー・クラスの航空料金
  - 2. 部屋代と食費
  - 3. 付随的な旅費
  - 4. すべての旅行経費が、受領した補助金より少ない場合のプロジェクトの関連費用
- F. ボランティア奉仕活動補助金の授与額は一律である。個人旅行には米貨3,000ドル、グループ旅行には6,000ドルが授与される。
- G. ボランティア参加者は、少なくとも5日間現地で活動しなければならない。また、最長60日まで現地に滞在することができる(旅行に要する日数を除く)。ボランティアが60日間以上滞在することを望む場合、これによって発生する一切の経費はボランティア当人が支払うことになる。
- H. 本補助金がある1人の個人のボランティア活動を支援できるのは、1ロータリー年度において2回までである。個人または資格を有する個人によって形成されるチームは、1通の補助金申請書を通じて奉仕することができる。
- I. ある1カ所のプロジェクト実施地が同じ時に複数の補助金資金の恩恵を受けることは、いかなる場合にも許されない。必要な場合には、プロジェクト実施地に到着するボランティア(旅行者)は、研修を目的として、現地を立つボランティア(旅行者)と3日間まで滞在を重複することができる。
- J. 旅行の手配は、承認の通知が届いた直後、かつ出発の45日前までに、国際ロータリー・トラベル・サービス(RITS)を通じて行わなければならない。これに従わなかった場合、旅行日を変更する必要が生じるか、または補助金が取り消される可能性がある。

## II. ボランティア奉仕活動補助金におけるロータリアンの参加

双方の協同提唱クラブ／地区のロータリアンが、各ボランティア奉仕活動補助金プロジェクトに積極的に関与しなければならない、プロジェクトの実施とその報告に関しロータリー財団に対して責任を負う。補助金プロジェクトに関するロータリアンの活動をロータリー財団へ報告しなければならない。

- A. 実施国側の協同提唱クラブまたは地区の会員には、以下を行うことが期待されている。
  - 1. 来訪するロータリアンのために、地元の奉仕提供者や地元自治体役員との会合を組織する。
  - 2. 滞在場所として地元ロータリアンの家を提供する。これが不可能な場合には、来訪するロータリアンのためにホテルを手配する。
  - 3. 地元での移動を助ける。
  - 4. プロジェクト実施地やプロジェクト実施地のボランティアを訪問する。
  - 5. 来訪したロータリアンを地元のクラブに招き、話をしてもらう。
- B. 援助国側の協同提唱クラブもしくは地区の会員には、以下を行うことが期待されている。
  - 1. 実施国協同提唱クラブもしくは地区の会員との連絡方法を確立する。
  - 2. メディアにボランティア奉仕活動や計画活動を広報する。
  - 3. 補助金に関するプレゼンテーション(説明発表会)を組織する。

## III. ボランティア奉仕活動補助金の支給と支払方法

ボランティア奉仕活動補助金は、以下の条件が満たされるまでは支給されない。

- A. 航空券の購入、あるいは地元での航空券購入の許可を通じて旅行の手配が完了したことを国際ロータリー・トラベル・サービス(RITS)がロータリー財団に報告するまでは、補助金は支給されない。
- B. 補助金の支給は、補助金の適切な受領者に関する情報が提出されることを条件とする。次の事項に留意しなければならない。
  - 1. ボランティア奉仕活動補助金は、ロータリアンが管理している口座、できればプロジェクト専用につけられた口座に振り込まなければならない。
  - 2. ボランティア奉仕活動補助金は、受益団体あるいは協力団体には支払われない。
- C. RITSが航空券を購入した場合、ロータリー財団は航空料金の金額を差し引いた補助金額を支払う。RITSが地元での購入を許可した場合、ロータリー財団は補助金全額を支払う。

## IV. ロータリー財団資金の管理

ボランティア奉仕活動補助金の受領者および提唱クラブや地区は、以下に従わなければならない。

- A. ロータリー財団の補助金を常に損失、悪用、流用から守り、神聖な信託財産として取り扱うこと。
- B. プロジェクトに対する責任内容を明記し、細心の注意を払って監督することを保証すること。
- C. ロータリー財団の補助金は、財団の定める補助金受領資格要件に沿って、認められている目的のみに使うこと。
- D. 補助金に関連する金銭取引およびプロジェクト活動はすべて、少なくとも標準的な事業慣行に則って行い、常に「ロータリアンの職業宣言」および「四つのテスト」の精神を全面的に全うする

こと。これには、すべての商取引に通常の会計を維持し、領収書ならびに請求書の原本を最低3年間は保管することが必要とされる。

- E. たとえ表面的なことであれ、ロータリー財団の補助金が不正に使用されていると人々の目に映るようなことがないよう、細心の注意を払って防ぐこと。そのような注意は、個人資金や企業資金の使用における場合以上に細心であることが望まれる。
- F. 補助金に関連した不測の出来事はすべて、直ちにロータリー財団へ報告すること。

## V. 報告要件

ロータリー財団は、ボランティア奉仕活動補助金の受領者が以下に従うことを義務づけている。

- A. 援助国側のプロジェクト連絡担当者は、帰国後2カ月以内に最終報告書に記入し、提出しなければならない。最終報告書には、次の事項が含まれていなければならない。
  - 1. 実施した奉仕活動、および(あるいは)完了した計画活動について説明した文
  - 2. 援助国側の協同提唱クラブまたは地区がどのようにプロジェクトに参加したかを説明した文
  - 3. 地域社会のニーズが、ボランティア活動や計画活動によってどのように満たされたかを説明した文
  - 4. 米貨75ドル以上の各支出項目については領収書を添えた上で、使用した補助金の内訳を項目別に詳しく明記した経費明細書
  - 5. 援助国側のプロジェクト代表連絡担当者による承認の署名
- B. 実施国側のクラブまたは地区は、プロジェクト完了2カ月以内に奉仕後の評価書式に記入し、提出しなければならない。奉仕後の評価書式には、次の事項が含まれていなければならない。
  - 1. 実施した奉仕活動、および(あるいは)完了した計画活動について説明した文
  - 2. 実施国側の協同提唱クラブまたは地区がどのようにプロジェクトに参加したかを説明した文
  - 3. プロジェクトの維持可能性と、実施国側提唱クラブまたは地区へこのプロジェクトがもたらした影響に関する評価
  - 4. 派遣されて奉仕に携わったロータリアンの業績に関する評価
  - 5. 実施国側のプロジェクト代表連絡担当者による承認の署名
- C. 以前の補助金に関する適切な報告書が期日通りに提出されていない場合、提唱者(該当する場合は援助国と実施国双方)は新しいプロジェクトを開始できない結果を招く。
- D. ボランティア奉仕活動補助金の受領者は、ロータリー財団の監査に協力しなければならない。
  - 1. ロータリー財団はいかなる補助金に対しても、その金額や時期を問わず、いつでも監査を行う権利を有している。
  - 2. これに加え、ロータリー財団は、随時、プロジェクトを審査し、追加書類の提出を要請し、資金の返還を要請する権利を有し、その経過が満足の行くものではないと財団が判断した場合は、支払の一部あるいは全部を停止する権利を有している。正確な報告書を所定の期日までに提出しなかった場合、ロータリー財団は適切な報告書が受理されるまで、提唱クラブまたは地区、および旅行をした受領者は将来の補助金の受領を禁じられることがある。

## VI.適切な補助金の使用

A. ロータリー財団からの補助金の使用は、次の事柄を満たさなければならない。

1. プロジェクトに関わるすべてのロータリアンが積極的かつ直接に関与するよう促進すること。
2. 異なる国々のクラブが協力し、プロジェクト実施地のロータリー・クラブが推進したプロジェクトを実施することで、ロータリーのネットワークの強化に助力すること。ロータリー財団の支援を受けるプロジェクトは、受益地域社会における実際的人道的ニーズを満たすこと。
3. 恒久財団、信託または恒久的に利子の発生する口座を開設しないこと。
4. 次の人に直接利益をもたらすものでないこと。ロータリアン、ロータリー・クラブ、ロータリー地区、その他のロータリー関係組織、または国際ロータリーの職員。または前記の配偶者、直系卑属（血縁による子または孫、入籍している養子）、直系卑属の配偶者、または生存ロータリアンまたはロータリー職員の尊属（血縁による両親または祖父母）。
5. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の金額を支払うこと以外に何の責任をも負わせないこと。
6. ワクチンおよび予防接種に関わりのあるプロジェクトは、ポリオ・プログラムと世界保健機関の基準、手続、方針に従うこと。
7. 既に着手し進行中のプロジェクト、既存のプロジェクト、主としてロータリー以外の組織によって提唱された活動、ならびに既に完了しているプロジェクトに対して、クラブや地区に弁済する目的で使用しないこと。財団は、ロータリー財団管理委員会が事前に承認したプロジェクトに対してのみ資金を支給する。

B. 補助金を以下の目的に使用してはならない。

1. 土地および建物の購入。補助金プロジェクトが建物の建設を伴う場合、建設は追加のクラブ／地区資金（組み合わせ資金ではない）で賄うか、または協力団体からの資金により調達しなければならない。財団はこのような建設工事が完了するまで補助金を支払わない。
2. 居住、仕事、営利活動に従事するための建物（たとえばビル、コンテナ、トレーラーハウスなど）、あるいは製造、加工、保守、貯蔵などの活動を営むための建物の建設に関わる活動。側道、井戸、貯水池、ダム、橋、掘り込み式便所、トイレ式、給水設備といったインフラ（基幹施設）、およびその他の類似した設備の建設等の活動は認められている。
3. 居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建物、あるいは製造、加工、メンテナンス、貯蔵などの活動を営む建物、コンテナ、および仮設住宅の配電、水道などの設備を新しくしたり、改善することを含む建物の修復等の活動。
4. 協力団体または受益者のために働く個人に対する給与、報酬、謝礼。
5. あらゆる団体の運営費や管理費に対する支援。
6. 高等教育活動、研究、自己開発または職能開発。
7. 特定の受益者、協力団体またはプロジェクトに対する過度な支援。
8. 受益者に対し用途を指定していない寄付あるいは現金寄付。補助金は、人道的物資の購入に使用されなければならない。
9. 地区大会または創立記念日などのロータリーの行事に関連した費用。
10. 人道的な側面を持たない娯楽費や接待費。
11. 協力団体や受益団体への寄付。
12. 教会やその他の礼拝所における宗教行事を目的とした支援。

## VII. 時間的制限

- A. プロジェクトの期日、活動内容、連絡先、チーム・メンバーを含め、変更が生じた場合は、人道的補助金担当職員に知らせなければならない。旅行者がチーム・メンバーあるいは旅行日の変更を望む場合は、出発日の45日前までに行わなければならない。
- B. 手続きに十分な時間を持つために、出発の少なくとも3カ月前までに申請書が受理されなければならない。

## VIII. 協力団体

他団体との協力による補助金プロジェクトは、以下の条件を満たさなければならない。

- A. プロジェクトを提唱するロータリー・クラブ／地区は、プロジェクトが、参加ロータリー・クラブや地区によって、着手され、管理され、実施されることを明確に示さなければならない。ロータリアンは、自分の時間、知識や才能を捧げ、プロジェクトに直接関与しなければならない。
- B. プロジェクトを援助する協同提唱ロータリー・クラブ／地区、および地元のロータリー・クラブ／地区(該当する場合)の双方は、協力団体に関する認識があり、その団体がプロジェクト実施国の法律の下に登録された上で活動しており、信用性と責任能力のある団体であることを記述した推薦状を提出しなければならない。
- C. このようなプロジェクトの協力団体は、プロジェクトに関連するいかなる財務調査にも参加し、協力することに同意しなければならない。
- D. 他団体と協力する活動に対しては、年に8件の補助金までに限って受給することができる。

## IX. 人口増加および開発に関するロータリー財団の方針

ロータリー財団は、人口増加ならびに開発に関する、RIの声明の目標と目的を含む国際ロータリーのプログラムを支援する。ボランティア奉仕活動補助金の受領者は、以下に関連する人口増加プロジェクトに関連する活動に参加することができる。

- A. 胎児期における投薬／ビタミン投与
- B. 出産時の医薬品
- C. 新生児検診
- D. 出産時に使用する手術器材
- E. 出生前検査
- F. 超音波機器(患者の診断と診療用に使われる場合に限る)
- H. 教育および研修
- H. 公衆衛生教育
- I. 家族計画の研修
- J. 性感染症に関する情報
- K. 地域社会の保健衛生に関する研修
- L. バランスのよい食事と栄養に関する認識向上

## X. ロータリーの名称および徽章の使用に関する指針

以下の指針は「ロータリー」の名称、および徽章の使用に関するRIの方針である。プロジェクト名を定める場合、またいかなる文書を作成する場合にも、以下の指針に沿うこと。

### A. ロータリーの名称

1. RI理事会は、ロータリー・クラブの名称やロータリー地区を伴って使用される場合を除き、「ロータリー」の名称が国際団体としての国際ロータリーを指すものであると定めている。
2. 全面的に国際ロータリーの管理下にあるものではない新プロジェクト名やプログラム名に「ロータリー」の名称を使用する場合は、参加するロータリー・クラブ名や地区番号を必ず伴うようにし、「国際」という名称を用いてはならない。
3. 「ロータリー」と「財団」という語を用いる場合は、この2語を続けて用いてはならず、参加するロータリー・クラブ名や地区などを付加することによって離して使わなければならない。
4. RIの全面的管理下にない現行のプログラムで、これらの指針に沿っていないものは、所属を明確にする字句（例、「ロータリー」の名称を用いる場合は、参加するロータリー・クラブの名称や地区を入れる）を追加して改名しなければならない。
5. 指針に準拠していないいかなるプロジェクトやプログラムの名称も、個別にRI理事会の承認を得なければならない。

### B. ロータリーの徽章

1. 「ロータリーの徽章」は「ロータリーの名称」と同じく国際組織である国際ロータリーを表すものである。
2. 全面的に国際ロータリーの管理下にないプロジェクト、プログラム、あるいは活動に「ロータリーの徽章」が用いられる場合はいつでも、徽章に加えて参加するロータリー・クラブ名や地区番号が用いられねばならない。徽章に直接隣接し、しかも徽章の大きさに合わせて同様に目立つように入れられなければならない。
3. ロータリーの徽章の複製はすべて、RIの適切な徽章の仕様に合わせなければならない。
4. クラブ・地区支援担当（日本事務局奉仕室）職員を通じてカメラレディ（版下）図版を入手することができる。
5. ロータリー徽章へのいかなる改造、修正、変形も認められない。徽章は忠実に複製され、常に全体が見えるように使用しなければならない。
6. 国際ロータリーの細則では、RIの徽章を他の組織の徽章やロゴと組み合わせて使わないよう指示されている。これらの名称、徽章、バッジその他の記章を他の名称または徽章と組み合わせて使用することをRIは認めていない。

ボランティア奉仕活動補助金に関する質問は、人道的補助金担当職員までお問い合わせください。

Humanitarian Grants（人道的補助金担当課）

ロータリー財団

One Rotary Center

1560 Sherman Avenue

Evanston, Illinois 60201 USA

電話: +1 847-866-3000 もしくはファックス: +1 847-866-9759

Eメール: [grants@rotary.org](mailto:grants@rotary.org)